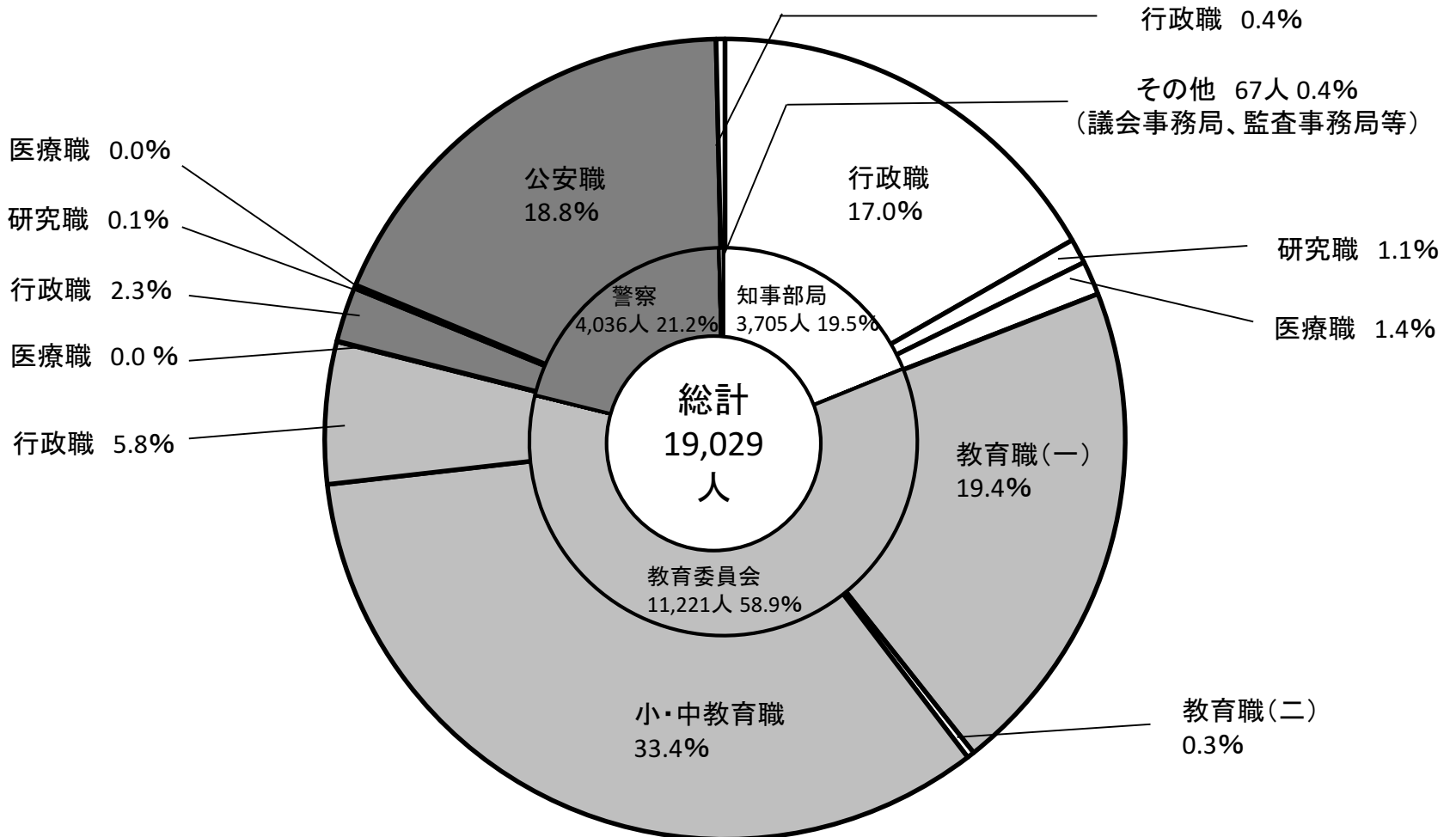


# — 給与勧告制度の仕組み —

令和3年10月  
岡山県人事委員会

# 給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員19,029人です。  
(令和3年4月1日現在)



# 人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

## 民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上  
【県内252事業所抽出】

### 事業所別調査

給与改定等の  
状況

ボーナス  
昨年8月から  
本年7月まで

### 従業員別調査

4月分給与  
約7,700人を対象

## 職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:19,029人】

職員給与(行政職)と民間給与を比較  
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較(ラスパイレス方式)

県職員の特別給の支給月数と  
民間の特別給の支給割合を比較

・情勢適応の原則  
(民間準拠)  
・均衡の原則

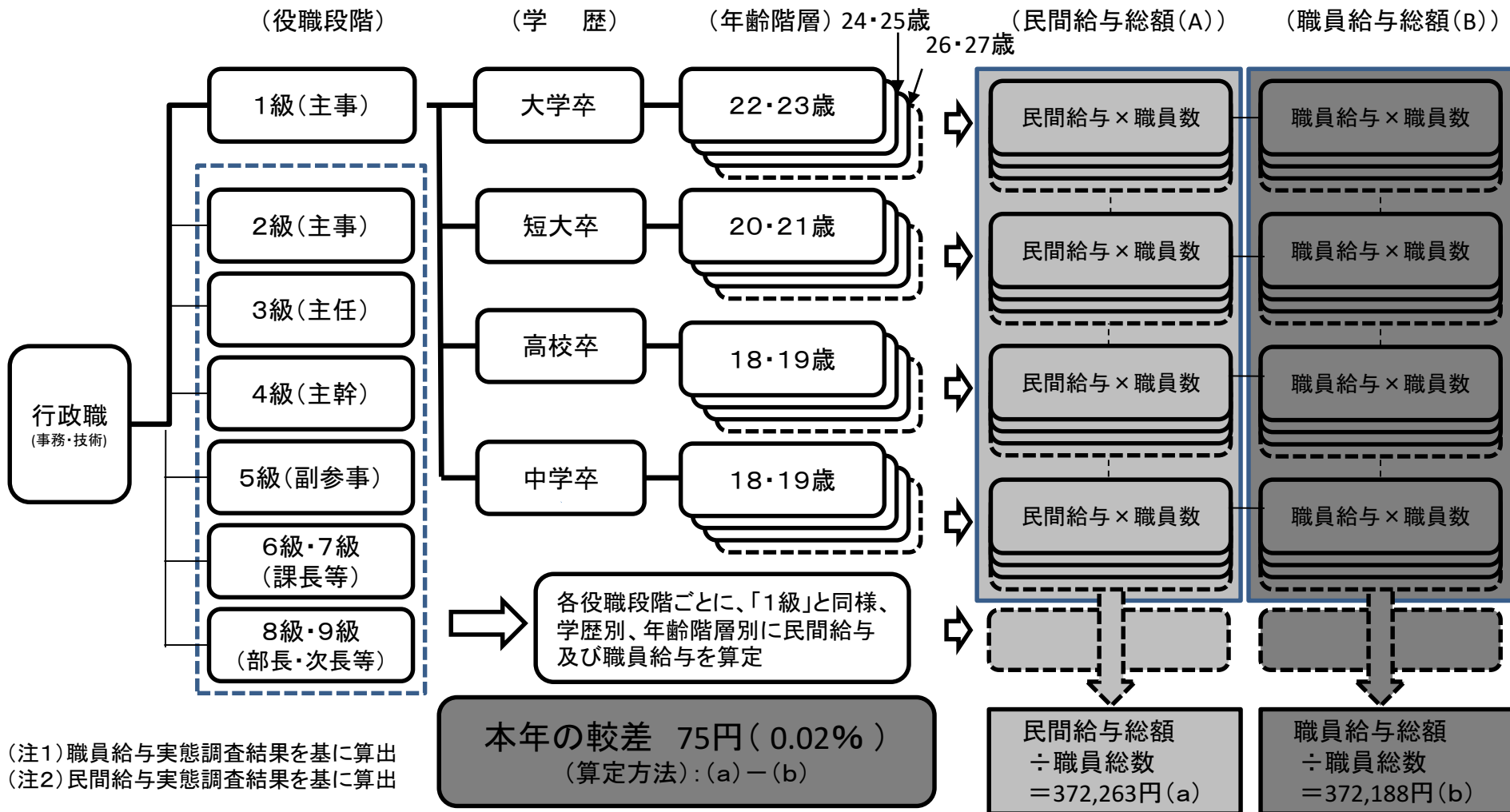
国家公務員  
給与制度

給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

# 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出  
(注2) 民間給与実態調査結果を基に算出

# 給与改定の内容

## 1 月例給

- ・民間給与との較差 75円 (0.02%)
- ・民間給与との較差は極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることなどから、給料表の改定なし

## 2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.15月分引下げ(4.45月分 → 4.30月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 3 実施時期

- ・令和3年12月1日: 期末手当・勤勉手当